今月の焦点

国内経済金融

減損会計適用と企業の対応

古江　晋也

本稿では、減損会計における導入の意義と処理プロセスを概観し、2004年3月期に早期適用を行った企業を検討する。減損会計は、減損損失を特別損失として計上するため、企業の配当政策に大きな影響を与える。しかし、早期導入企業の中には、無配に転落しても株価が上昇するケースもみられ、会計制度改革おける早期対応と積極的なディスクロージャーが如何に重要であるかということを示しているといえる。これは、すべての事業体にも当てはまるといえ、今後の金融・会計制度改革において、いかなるスタンスで望むべきか、ということを示唆しているといえよう。

はじめに

固定資産の減損に係る会計基準（以下、減損会計）の強制適用は 2005 年 4 月以降であるが、今年 3 月期から早期適用が認められ、新日本石油、伊勢丹、新日鐵、東京瓦斯等は固定資産の減損処理を行った。減損会計を早期適用した企業は、負の資産を一掃することで財務体質の健全化を図ることができ、「勝ち組」企業であるとさえいわれている。

減損会計については、新聞、雑誌等によって盛んに議論が行われてきたが、本稿では、これらの議論をもう一度まとめ直し、減損会計における導入の背景と処理プロセス、早期適用を行った企業を検討する。

減損会計導入の背景とその意義

日本において企業会計について定めのある代表的な法は、商法、税法、証券取引法であるが、これらの法に企業会計についての具体的な定めのない場合は「一般に公正妥当と認められたもの」が適用される。では、「一般に公正妥当と認められたもの」とは何か。それは企業会計審議会が設定した企業会計原則や様々な会計基準である。

2002 年 8 月、企業会計審議会は「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（以下、意見書）「固定資産の減損会計に係る会計基準」（以下、基準）「固定資産の減損に係る会計基準注解」（以下、注解）を公表した。

さらに意見書は、「本基準を実務に適用する場合の具体的な指針等については、…企業会計基準委員会において適切に措置していくことが適当である」（意見書五 2.）とし、これを受けて企業会計基準委員会は、2003 年 10 月、企業会計基準適用指針第 6 号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（以下、指針）を公表した。

減損会計導入の背景は、昨今の固定資産の価格や収益性が著しく低下している状況において帳簿価額が過大に評価されていれば、社会的信頼を損なうという危機感や会計基準の国際的な調和を図るという目的等がある（意見書二）。事実、米国会計基準を適用しているソニーやイトーヨーカ堂等がすでに減損会計を適用していることを考慮すれば、減損会計の導入はグローバルに事業展開をしていく上で重要な要件であるといえる。

また、1995 年以降、大蔵省（当時）はディスクロージャー改革の一環（いわゆる、会計ビッグバン）として連結財務諸表、キャッシュ・フロー計算書、税効果会計、研究開発費会計、退職給付会計、金融商品会計を導入したが、減損会計は、その総仕上げに位置するとされ、さらに透明性の高い企業会計制度の構築が期待される。

減損会計の処理プロセス

減損会計は、建物、土地、福利厚生施設などの有形固定資産、のれん、ソフトウェア（市場販売目的のソフトウェアは除く）などの無形固定資産や投資その他の資産といった固定資産が対象となり、当該資産の市場価額の著しい下落等が生じた場合、一連の手続きを経て減損処理することを目的とている。

減損会計の適用は、当該資産をグルーピング化した後、①減損の兆候の有無、②減損損失の認識、③減損損失の測定という手順によって行われる。それでは、この手順をもとに減損処理プロセスを見てみよう。

減損会計の適用については、まず始めに資産のグルーピングが行われる。資産のグルーピングとは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位を基礎として当該資産をグループ化することである。指針によれば、継続的に収支の把握がなされている単位を識別し、キャッシュ・フローの観点からその単位が、他の単位と相互補完的であれば、それらの単位でグルーピングを行うという見解を示している（指針 7）。実務的には、管理会計上の区分や投資の意思決定がグルーピングを決定すると思われ（意見書四.2.（6）①）、同業種であっても、管理会計上の区分によって構成資産の異なるグルーピングが行われることになろう。

資産のグルーピングが行われれば、次に減損の兆候があるかどうかの識別を行う。減損の兆候としては、営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが継続してマイナスの場合、経営環境の著しい悪化の場合、市場価格の著しい下落の場合などが考えられ（指針 11～17）、当該資産にこれらの兆候が該当すれば、減損の兆候にあるとみなされる。

減損の兆候があれば、減損損失の認識の判定が行われる。判定は減損の兆候のある資産（または資産グループ）の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合（割引前将来キャッシュ・フローの総額＜帳簿価額）、減損損失が認識され、減損損失の測定が行われることとなる（基準二 2.（1））。なお、この時の割引前将来キャッシュ・フローの見積期間は、資産の経済的残存使用年数（資産グループの場合はグループ中の主要な資産の経済的残存使用年数）と 20 年のいずれか短い方となる。ただし、経済的残存使用年数が 20 年を超える場合は、20 年経過時点の回収可能価額を算定し、20 年目までの割引前キャッシュ・フローに加算するとしている（注解（注 4））。

減損損失を認識すべきであると判定された資産（または資産グループ）は、減損損失の測定が行われる。減損損失の測定は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として当期の特別損失に計上する（基準二 3.）。ここでいう回収可能価額とは、正味売却価額（時価－処分費用見込額）と使用価値（将来キャッシュ・フローの現在価値）の高いほうの金額を表している（注解（注 1））。

減損処理後、減損処理を行った資産は、減

表１　2004年３月期に減損会計の早期適用を行った主な企業

企業名	減損処理を行った資産等の内容と金額
大成建設	・グループの資産効率向上とバランスシートの健全化の一環として減損会計を早期適用。大成建設本体に加え、ゴルフ場子会社（4社）、商業施設保有会社（1社）等、525億円を計上。
新日本製鐵	・連結財務体質の一層の健全化を図るため減損会計を早期適用。固定資産減損損失を約600億円計上。遊休資産、賃貸資産、事業資産（㈱スペースワールド）などの減損処理を行った。
新日本石油	・含み損を抱えている土地については30％程度の下落を目安に減損の兆候を判断し、損失額を算出。サービスステーション、工場、不動産事業、遊休資産等、合計1,715億円を計上。
東京瓦斯	・財務の健全性を高める目的から、減損会計の早期適用。減損損失は土地・施設等について連結で33億2100万円、単独で16億5100万円を計上。
伊藤忠商事	・一層の資産の健全化を推進するため減損会計の早期適用を実施。貸ビル等595億円（連結、以下同じ）、社宅等共用資産271億円、運営施設366億円、合計1,233億円を計上。
伊勢丹	・減損会計の早期適用を行い、連結で63億3300万円の減損損失を計上する。内訳は、吉祥寺店13億7900万円、松戸店2億600万円、相模原店38億2200万円、府中店5億4900万円、その他3億4900万円であり、建物や借地権などの減損処理を行った。

資料）各社のIR情報（プレスリリース、平成16年度3月期決算短信）を基に農中総研作成。

損損失を控除した帳簿価額に基づき減価償却を行う（基準三1.）とし、減損損失を控除した帳簿価額と残存価額、残存耐用年数に基づき、企業が採用している減価償却の方法に従い減価償却することとなる（指針135）。

加えて、減損会計は、本社建物、試験研究施設などの共用資産やのれんも減損処理の適用対象となっている。

減損会計と早期適用企業の対応

減損会計とは、貸借対照表に計上された固定資産の帳簿価額を減額し、特別損失に計上するため、新たな資金負担を伴うわけではない。ちなみに、減価償却の場合は、工場、設備等であれば売上原価、本社建物、営業所等であれば販売及び一般管理費に計上されるため、本業の経営成績を示す営業利益や経常利益に大きな影響を与えるが、減損会計は、特別損失に計上されるため営業利益や経常利益に影響を及ぼさない（ただし、臨時償却の場合は、特別損失に計上される）。

また、減損処理を行うことで、次年度以降の減価償却負担は減少し、営業利益や経常利益が向上することとなる。今年3月期に早期導入を行った伊勢丹は2005年3月期に約130億円の最終黒字と過去最高益を更新する見込であるという[注1)]。従って、減損会計を早期適用した各企業は、固定資産の含み損が一掃されると共に当該資産の減価償却負担が軽減される。このことは、ROAが向上することを意味し、財務の健全性が高まったことをステークホルダーにアピールできる。

表１は、2004年３月期に減損会計の早期導入を行った主な企業と処理金額等をIR情報等からまとめたものである。この表から、各企業は財務の健全化を図るために遊休資産、営業

店舗、製造設備など多岐にわたる資産を減損処理したことが伺える。

だが、減損会計は、企業経営に重大な影響を与えることも考慮しなければならない。
その影響の一つは、配当可能利益を減少させることである。伊藤忠商事は、2004 年 3 月期の連結決算で減損損失を合計1,233億円計上し、約 320 億円の最終赤字になり、無配となる予定である[注2)]。しかし、伊藤忠商事の減損会計の早期適用を市場は評価し、株価は上昇したため、無配をキャピタルゲインがカバーしたともいえよう。

ただし、これは早期適用を行った企業の評価である。したがって、2005 年 4 月以降、減損会計を適用した企業が無配に転落しても株価が上昇するという保証はない。

加えて、減損会計対策が遅れた企業の中には、債務超過に陥るところもあるかもしれない。そのため、減損会計対策は、債務超過回避をも視野に入れた対策が迫られることになるといえよう。

注1）『日本経済新聞』2004 年 4 月 14 日付。
注2) 伊藤忠商事は米国会計基準における減損会計をすでに適用済みであるが、日米の減損会計基準の相違が今回の減損処理となっている。

おわりに

本稿では、減損会計における導入の背景と処理プロセスを概観し、2004 年 3 月期に早期適用を行った企業を検討した。

1990 年代中頃から盛んに議論されてきた一連の会計ビックバンは、企業に巨額の損失を計上させたため、困難な道のりであったといえる。とりわけ、減損会計は、導入延期論が叫ばれるなど大きな議論を呼んだ会計制度改革の一つであった。

減損会計の早期適用を行った企業は、概ね財務体質を含めて体力のある企業であるといわれている。しかし、減損会計の早期導入を行った背景には、会計制度変更における早期対応と積極的なディスクロージャーを推進してきた点にも注目しなければならない。

伊藤忠商事は無配に転落する予定であるが、株価の上昇は、投資家が減損会計の早期適用を評価した結果であるといえる。また、財務における更なる健全化を志向していることも投資家が評価した点であることを考慮すれば、会計制度変革における早期対応と積極的なディスクロージャーが如何に重要であるかということを示しているといえよう。これは、農業協同組合を含めたすべての事業体にも当てはまるといえ、各事業体は今後の金融・会計制度改革において、いかなるスタンスで臨むべきか、ということを示唆しているといえよう。